（第５面）

作業環境測定法（抄）

（厚生労働大臣等の権限）

第41条　厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、作業環境測定機関、指定試験機関、登録講習機関又は指定登録機関の業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、その職員をしてこれらの事務所に立ち入り、関係者に質問し、その業務に関係のある帳簿、書類その他の物件を検査し、又は検査に必要な限度において無償で作業環境測定機関の業務に関係のある試料その他の物件を収去させることができる。

２　第39条第２項及び第３項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

（第６面）

（参考）

（労働基準監督官の権限）

第39条　（第１項　略）

２　前項の場合において、労働基準監督官は、その身分を示す証票を携帯し、関係者に提示しなければならない。

３　第１項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。